

雇用に関する特記仕様書

当該工事の施工にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 請負者は、東日本大震災による^{※1}被災者等の積極的な雇用に努めるものとする。
2. 請負者は、被災者等の雇用について、施工計画書に雇用計画を記載し、提出するものとする。
3. 雇用の対象とする職種は、当該工事現場に従事する作業員（普通作業員、軽作業員等の公共工事労務費調査の対象となる51職種）とし、10日以上の日数を雇用した場合、実績として扱うものとする。
なお、雇用については元請・下請を問わないものとする。また、臨時雇用も問わない。
4. 請負者は、被災者等の雇用実績について、別紙「被災者等雇用実績一覧表」によりとりまとめ、^{※2}被災者等である事を証明する書類の写しを添付の上、竣工時に提出するものとする。
5. 監督員は、提出された「被災者等雇用実績一覧表」について、建設業退職金共済制度における共済手帳の証紙により、雇用日数の確認を行うものとする。

注1) 被災者等とは下記条件のいずれかに該当する者をいう。

(1)被災者

東北地方太平洋沖地震（余震も含む）及びこの地震に伴う津波により住居が全壊、大規模半壊又は半壊した者

(2)避難者

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域（福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲）、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に居住する者で、避難所等に避難した者

(3)失職者

東北地方太平洋沖地震（余震も含む）及びこの地震に伴う津波又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故が原因で失職した者（所属企業の倒産、所属企業からの解雇の外、自営業や農林漁家の休業、廃業も含む）

注2) 被災者等である事を証明する書類とは次にあげるものをいう。

り災証明書、被災証明書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等、該当者が東日本大震災による被災者であること及び震災の発生以降（平成23年3月11日以降）に雇用となった従業員であることを確認できる書類の写しとする。

